一般社団法人 福岡市土木建設協力会

定　　款

第１章　総　　則

（名　称）

第１条　この法人は、一般社団法人福岡市土木建設協力会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所）

第２条　本会は、主たる事務所を福岡県福岡市に置く。

第２章　目的及び事業

（目　的）

第３条　本会は、土木建設事業の円滑な推進及び技術的・経済的向上を図り、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（事　業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 土木建設業に関する技術の進歩及び経営の改善合理化のために必要な調査研究及び指導

(2) 土木建設業を公正かつ健全に発達させる方策の研究、立案及び実施

(3) 土木建設業に関する情報及び資料の提供並びに知識の啓発及び普及

(4) 災害活動に対する協力並びに工事現場、事業所等の安全管理に関する調査研究及び指導

(5) 関係官庁その他諸団体との連絡交渉及び連携

(6) 土木建設業に関する講演会及び研修会等の開催

(7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

２　前項の事業は、主に福岡県福岡市において行うものとする。

第３章　会　　員

（本会の構成員）

第５条　本会は、次条の承認を受けた次の会員をもって構成する。

(1) 正会員　本会の目的及び事業に賛同する個人又は法人

(2) サポーター会員　本会及び前号の会員をサポートする法人

２　前項第１号の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。また、この項目以外で本定款にて規定している正会員もまた同じとする。

（会員の資格の取得）

第６条　本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第７条　本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年、会員は、会員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（任意退会）
第８条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。
（除　名）
第９条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。
(1) この定款その他の規約に違反したとき。
(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
（会員資格の喪失）
第 10 条　前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1) 第 7 条の支払義務を 1 年以上履行しなかったとき。
(2) 総正会員が同意したとき。
(3) 会員である法人が解散したとき、又は破産宣告を受けたとき。
（拠出金品の不返還）
第 11 条　会員が、第 7 条の規定に基づき既に納入した金員は、これを返還しない。

第４章　会員総会

（構　成）
第 12 条　会員総会は、すべての正会員をもって構成する。
２　前項の会員総会をもって一般法人法上の社員総会とする。また、この項目以外で本定款にて規定している会員総会もまた同じとする。
（権　限）
第 13 条　会員総会は、次の事項について決議する。
(1) 会員の除名
(2) 理事及び監事の選任又は解任
(3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
(4) 定款の変更
(5) 解散及び残余財産の処分
(6) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
（開　催）
第 14 条　会員総会は、通常総会として毎年度 1 回事業年度終了後３ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。
（招　集）
第 15 条　会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
２　総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。
（議　長）
第 16 条　会員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故がある

とき、又は会長が欠けたときは、理事会において別に定める理事がこれに当たる。

（議決権）

第 17 条　会員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

（決　議）

第 18 条　会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名
(2) 理事及び監事の解任
(3) 定款の変更
(4) 解散
(5) その他法令で定められた事項

3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（表決委任）

第 19 条　会員総会に出席できない正会員は、一般法人法第 50 条の規定に基づき表決を委任することができる。この場合において、前条第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、出席したものとみなす。

（議事録）

第 20 条　会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　議長及び会員総会で選任された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章　役　員　等

（役員の設置）

第 21 条　本会に、次の役員を置く。

(1) 理　事　　7 名以上 10 名以内
(2) 監　事　　3 名以内

2　理事のうち 1 名を会長、3 名以内を副会長とする。

3　特に理事会が認めたときは、理事のうち 1 人を専務理事に、1 人を常務理事にすることができる。

4　前 2 項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。また、この項目以外で本定款にて規定している職もまた同じとする。

（役員の選任）

第 22 条　理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

2　会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3　副会長、専務理事及び常務理事は、会長が指名し理事会の決議によって選定する。

（理事の職務及び権限）
第 23 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。
２　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表するとともにその業務を執行し、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより本会の業務を分担執行する。
３　会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 カ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
（監事の職務及び権限）
第 24 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。
２　監事は、理事及び事務局職員に対しいつでも事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。
（役員の任期）
第 25 条　理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
３　理事又は監事は、再任されることができる。ただし、第 1 項に定める任期中に年齢が 70 歳に達したときは、当該事業年度に関する通常総会の終結の時をもって任期を満了するものとする。
４　理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
（役員の解任）
第 26 条　理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。
（相談役及び顧問）
第 27 条　本会に、相談役及び顧問を置くことができる。
２　相談役は、理事会の推薦を得て会長が委嘱する。
３　顧問は、第 21 条に定める会長の職を経験した者に対して会長が委嘱し、その任期は第 25 条第 1 項の規定を準用し 2 年以内とする。なお、更新については原則 1 回とするが、2 回目の更新を妨げるものではない。
４　相談役及び顧問は、重要な事項について会長の相談及び諮問に応ずる。
５　その他相談役及び顧問に関する事項は理事会において定める。
（役員等の報酬等）
第 28 条　理事、監事、相談役及び顧問は、無報酬とする。ただし、旅費・交通費については、別に定める支給の基準に従って算定した額を支給する。

第６章　理 事 会

（構　成）
第 29 条　本会に理事会を置く。
２　理事会は、すべての理事をもって構成する。
（権　限）
第 30 条　理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

（招　集）

第 31 条　理事会は、会長が招集する。

２　理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、理事会において別に定める理事がこれに当たる。

３　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決　議）

第 32 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 33 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

２　出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第７章　委員会及び事務局

（委員会）

第 34 条　会長は、本会の事業を遂行するため必要があると認めるときは、理事会の議決を得て委員会を置くことができる。

２　委員会は、会長が諮問した事項を調査・審議し又は会長が委嘱した事項を遂行する。

３　委員会の委員は、正会員の中から会長がこれを委嘱する。

（事務局）

第 35 条　本会の事務を処理するため、本会に事務局を置く。

２　事務局及び職員について必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

第８章　会　　計

（事業年度）

第 36 条　本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第 37 条　本会の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合もまた同様とする。

（事業報告及び決算）

第 38 条　本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書
(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
(6) 財産目録

2　前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

第9章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第39条　この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

（解　散）

第40条　本会は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第41条　本会が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章　公告の方法

（公告の方法）

第42条　この法人の公告は、電子公告により行う。

2　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第11章　雑則

（委　任）

第43条　この定款に定めるもののほか必要な事項は、理事会の議決を得て別に定める。

附　則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2　この法人の最初の会長は、城本憲治とする。

3　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附　則

この定款は、平成25年5月24日から施行する。

附　　則

この定款は、平成28年3月7日から施行する。

附　　則

この定款は、平成30年5月25日から施行する。

附　　則

この定款は、令和3年6月30日から施行する。